4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間(平成31年4月1日現在)

職員の勤務時間は、基本型は午前8時30分から午後5時15分までの1日7時間45分、週38時間45分です。

(2) 休暇の状況

休暇の種類は、年次有給休暇、病気休暇、公民権行使 等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、早期流産休 暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産 支援休暇、育児参加休暇、子どもの看護休暇、生理休 暇、慶弔休暇、感染症予防休暇、災害休暇、事故休暇、 業務停止休暇、骨髄液提供休暇、ボランティア休暇、夏 季休暇、短期の介護休暇及び介護休暇があります。

平成30年の年次有給休暇の平均取得日数は10.9日です。

5 職員の休業の状況

育児休業の状況 (平成30年度)

地方公務員の育児休業等に関する法律に基づき、子を養育する職員の継続的な勤務を促進するため、子が3歳に満たない場合は「育児休業」を、小学生未満の場合は1日の勤務時間のうち2時間を限度として勤務しないことができる「部分休業」を取得することができます。

(単位	•	人)
(半世	٠	\mathcal{N}

	(+	世・八
区 分	男性	女性
育児休業の承認件数	1	4
育児休業期間延長の承認件数	0	0
部分休業の承認件数	0	5

8 退職管理の状況

平成30年度末における退職者 (課長 級以上) の再就職の状況

平成30年度末で退職した課長級以上 の職員で、営利企業などの再就職した 元職員はいません。

(8) 定員の状況 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区分					対前年増減数		数		
				平成 31年	増員数	減員数	差引	主な増減理由	
	議	会	6	6	0	0	0		
	総	務	94	98	5	Δ1	4	公共施設マネジメント業務の充実による増(1)、市民窓口業務の充実による増(1)、欠員補充による増(2)、再任用短時間勤務職員不補充による正規職員の増(1)、再任用短時間勤務職員補充による減(△1)	
	税	務	35	35	0	0	0		
一般行政部門	民	生	93	94	4	Δ3	1	保育園関係業務の充実による増(3)、再任用フルタイム(保育士)の任用 に伴う増(1)、退職不補充による減(△1)、育児休業復帰に伴う重複配 置の解消(△1)、子育て支援施設の施工完了に伴う人員の削減(△1)	
	衛	生	41	40	0	$\triangle 1$	$\triangle 1$	欠員不補充による減(△1)	
		水産	11	10	0	$\Delta 1$	$\triangle 1$	欠員不補充による減(△1)	
	商	工	15	15	0	0	0		
	土.	木	36	36	1	$\Delta 1$	0	都市計画マスタープラン改定による増(1)、欠員不補充による減(△1)	
	小	計	331	334	10	$\triangle 7$	3		
特別行	教	育	71	71	1	$\triangle 1$	0	育児休業に伴う重複配置による増(1)、退職者不補充による減(△1)	
政部門	小	計	71	71	1	$\Delta 1$	0		
普通会		計	402	405	11	Δ8	3		
八兴人	下 7	水 道	6	6	0	0	0		
公営企 業等会 計部門	そ(の他	28	27	0	Δ1	Δ1	青児休業復帰に伴う重複配置の解消 (Δ1)	
법 [[[]	小	計	34	33	0	△9	$\triangle 1$		
合	言	4	436	438	11	Δ9	2		
	Ħ		[34]	[35]					

(注) 1 職員数は、一般職に属する職員数であり、派遣職員を除いています。

2 []内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きです。

(9) 給与水準

平成30年4月1日現在で、国の一般行政職職員の給与を100とした場合、東京都は101.4で、あきる野市は99.1です。都内26市中で4番目に低い水準となっています。

7 職員の服務の状況

全ての職員は、全体の奉仕者として公共の 利益のため勤務し、職務遂行に当たっては全 力をあげて職務に専念しなければなりませ ん。職務遂行に関して職員が守るべき義務は 次のとおりです。

- ●法令等及び上司の職務上の命令に従う義務
- ●職務に専念する義務
- ●信用失墜行為の禁止
- ●秘密を守る義務
- ●政治的行為の制限
- ●争議行為等の禁止●営利企業等の従事制限

6 職員の分限処分と懲戒処分の状況

分限処分とは、職員が一定の事由によりその職責を十分に果たすことができない場合に、本人の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分です。分限処分には、免職、休職、降任、降給の4種類があります。

懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的とする処分です。懲戒処分には、免職、停職、減給、戒告の4種類があります。平成30年度の分限懲戒処分の状況は次のとおりです。

(単位:人)

F /\	1.	分限 処 分 懲 戒 処 彡					処 分	†
区 ガ	免職	休職	降任	降給	免職	停職	減給	戒告
処分者数	0	5	0	0	0	0	0	0

10 職員の福祉と利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度

職員の厚生制度として、地方公務員法第42条の規定に基づき、あきる野市職員互助会を設置し、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事業を実施しています。

(2) 健康診断の実施状況 (平成30年度)

(単位:人)

区分	受診者数
定期健康診断	537
胃検診	109
VDT検診	183
婦人科検診	90
蜂アレルギー抗体検査	52
B型・C型肝炎抗原抗体検査	38
B型肝炎予防接種	45
ストレスチェック	545
計	1,598

(3) 公務災害補償の状況

公務上及び通勤途上の災害により、負傷または死亡した場合には、 地方公務員災害補償基金から一定の 補償が行われます。(平成30年度 中に認定された件数)

	(単	位:人)
区分	傷病	死亡
公務災害	1	0
通勤災害	0	0

11 公平委員会の業務の状況(平成30年度)

市は、12市5町8村14一部事務組合で共同設置している東京都市町村公平委員会に加入しています。業務内容は、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査、判定し必要な措置をとります。また、職員に対する不利益処分についての審査請求に対する裁決をしています。

(1) 勤務条件等に関する措置の要求の状況

(単位:件)

前年度からの 継続案件	平成30年度 要求事案数	完結件数	翌年度継続 件 数
0	1	1	0

(2) 不利益処分に対する審査請求の状況

(単位:件)

(2) 作物無处。	(単位・作)		
前年度からの 継続案件	平成30年度 審查請求事案数	完結件数	翌年度継続 件 数
0	1	0	1

9 職員の研修の状況

職員研修実施状況(平成30年度)

(単位:人)

		-	(単位・人)
研修 種別	実 施 機 関	受講者数	内容
派遣研修	東京都市町村職員研修所	243	職層別研修(新任研修、係長新任研修等)、講師養成研修、法務研修、自治体経営研修、情報処理研修、専門職研修、実務研修、特別研修、スポット研修
修	市町村職員中央研修所、 国土交通大学校 など	28	より専門的な研修 [障がい者福祉施策、建築工事管理マネジメント研修、観光行政〔初任者〕研修、福祉事務所地区担当員(新任)研修 など]
独自研修	あきる野市	601	新任職員研修、新任職員フォロー研修、評価者研修、文書作成研修、ティーチングスキル向上研修、メンタルへルス・ラインケア研修、普通救命講習、「多様性のある職場づくり研修」、ハラスメント防止研修 など
発自研己修	学校法人産業能率大学 など	6	通信教育講座 [社会福祉主事資格認定 通信課程(公務員課程) など]
職場研修	あきる野市	408	職場研修会 (業務で必要な知識、技能、思考力な どを職場全体で向上させるため課ごと に取り組む研修) テーマ:あきる野市の「ふるさと納税」 を考えよう!、Twitterアカウントに ついて、「LGBT研修」、地方自治体 のデジタル改革について、人材育成に ついて、入札談合の防止に向けて など
	合 計	1,286	

問合せ 職員課人事給与係